

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年8月から44年3月まで
社会保険事務所に昭和42年8月から44年3月までの期間及び46年4月から9月までの期間について照会したところ、46年4月から9月までの期間は記録が判明したが、42年8月から44年3月までの期間は記録が見当たらないとの回答であった。会社を退職後、母親が国民年金の加入手続と保険料の納付をしてくれていた。一部の期間は判明している事実がある。納付したはずなのに未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、国民年金の加入可能期間を完納しており、また、申立人の母親と共に国民年金に加入している申立人の父親は、国民年金の受給資格が得られる期間(10年)を超える11年3か月の期間を納付しており、当時申立人と同居していた家族の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年6月24日に払い出されており、その時点において申立期間は過年度納付が可能であり、当時、申立人と同居していた申立人の両親は国民年金保険料を納付していることから、納付意識の高い申立人の母親は、申立人の加入手続と同時に申立期間の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人の昭和46年度の国民年金の納付記録が、社会保険庁のオンライン記録、社会保険事務所に保存されている国民年金被保険者台帳及び市役所に保管されている国民年金被保険者名簿においてそれぞれの記録内容が異なっていることにより、46年4月から同年9月の期間の納付記録が訂正されているなど、当時、納付記録に関する事務手続が適正に行われなかった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間及び 42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月まで

昭和 30 年に結婚し、自宅において自営業を夫婦で営んできた。

国民年金が昭和 36 年に出来たことを知り、自営業で将来は何も無いからとすぐに加入し、私が夫婦 2 人分の保険料を A 役場にて納めていた。

それなのに、最初の 4 年間で未納となっているのは納得がいかない。

また、夫婦で同じように納めていたのに、申立期間①において私の未納年数が 1 年多く、夫婦の記録が相違しているのはおかしい。

また私の記録にのみ免除期間が 1 年存在しているが、免除手続は絶対にした覚えがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60 歳到達により資格を喪失するまでの期間は、すべて納付していることから、申立人の国民年金保険料を納付する意識の高さがうかがえる。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 4 月 21 日に連番で払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録により確認できる期間はすべて夫婦一緒に納付していることが確認できる。

申立期間①については、一緒に納付していたとする申立人の夫は、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間が納付済みであることから、手帳記号番号が払い出された時点において納付することが可能な過去 2 年分を過年度納付したものと推認でき、申立人は自営であることを認識して納付していたことも考え合わせると夫婦一緒にさかのぼって納付したとするのが自然である。

また、申立期間②について、申立人が長女を出産する前後の期間であるにもかかわらず、出産の直前まで仕事をする必要があるくらい商売も順調で忙しくしていたとしていることから、当時の申立人の家庭の生活状況に大きな変化は認められず、保険料納付に窮していた様子をうかがわせる事情も見当たらない。

一方、社会保険事務所で保管されている国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人については、昭和 41 年 4 月 21 日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、その時期は国民年金の加入推進時期でもあり、それに伴った加入手続きが行われたと推察できる。しかし、その時点において申立期間①のうち 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間については、時効により納付することができない期間であり、また特例納付期間では無いためさかのぼって納付することはできない上、それ以前において申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間及び 42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から43年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年6月から43年9月まで

私は制度開始の昭和36年4月から夫婦一緒に国民年金に加入し、年金手帳の検認印が証明するとおり、昭和43年9月まで90か月間欠かさず保険料を納付したにもかかわらず、社会保険事務所の記録には40年5月までの50か月間しか納付していないことになっていて、残りの40か月分は過誤納付として還付済みの処理がされてしまっている。

私も妻も当時の給料の3分の1に近い金額が還付されていたら憶えていないはずがなく、実際に受け取ったことは一切ないので、公正な調査の上で還付済みの記録を訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していた事実については疑いがなく、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳においても納付済みであることが確認された上で還付した旨の記録がなされている。

一方で申立人が一貫して還付についての通知を受け取っていないと申立てていることや、少なからぬ金額の還付を憶えていないはずがなく、またそれほど金額が半年から1年を過ぎても返金されなければ問い合わせないほうが不自然であるとの申立人の主張については、当時転職してまだ4年足らずの時期であった申立人の給与額から推認される生活状況に照らしても不自然な点は見られず、申立人が保険料の還付を受けたことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

さらに、還付処理済みの根拠とされる行政の記録においても、社会保険事務所に保管される被保険者台帳と市町村に保管される被保険者名簿の記録間で不整合が見られるなど当時の行政側の記録管理に不適切な点が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 9 月まで

私は、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、加入当初より、国民年金保険料を納付していた。国民年金保険料を納付していたことを認め、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、昭和 36 年 10 月以降、60 歳に到達するまで国民年金保険料を完納しており、納付意識が高いものと認められる上、申立期間は 6 か月間と比較的短期間である。

また、町内会の役員をつとめていたとする申立人は、その立場上、制度開始当初から納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、また、49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 50 年 3 月まで

私は、会社を退職後、年金記録が続くように A 町役場で国民年金の加入手続を行い、保険料をまとめて納付した。ところが、記録を確認したところ、申立期間の納付が記録されていない。まとめて納付したのは間違いなく、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後、60 歳に到達する前の 4 か月間を除き、国民年金保険料に未納期間が無い上、申立人の夫も申立期間後に未納は無く、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した 3 か月後の昭和 48 年 3 月 27 日に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立人の主張どおり、年金記録を続けるために国民年金の加入手続を行ったことが推認できる。

さらに、申立人は、年金記録を続けるために手続を行った際の役場職員とのやり取りを具体的に記憶しており、数度にわたる聞き取り調査の際も、その内容は一貫している。

加えて、役場が保管している申立人の被保険者名簿をみると、申請免除の押印がある年度に現年度保険料を納付した旨の押印があるなど、当時、役場の国民年金事務の取扱いが適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

なお、申立人は、申立期間の保険料をまとめて納付したと主張しているが、

1年より先の保険料額は確定していないことを勘案すると、役場において納付したのは、昭和48年度までの保険料であったと考えられ、他方、49年度については、申立人の夫は申請免除の記録となっており、当時、申請免除の手続は世帯単位で行われていたことから、申立人についても、申請免除の手続が行われ、それが適切に記録されなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和48年1月から49年3月までの国民年金保険料を納付し、49年4月から50年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から47年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

私は、昭和48年2月に結婚し、妻(平成19年離婚)と一緒に市役所に婚姻届を提出した際に、市役所の担当者から、私と妻は国民年金に未加入であり、国民年金保険料も42年5月から48年2月までが未納であり、保険料は2年分さかのぼって納付できることを教えてもらった。手元に持ち合わせがなかったため、いったん自宅に戻ってお金を準備し、金額は定かではないが、私は、昭和46年3月から48年3月までの保険料を市役所又は銀行で納付したと記憶している。しかし、社会保険事務所の記録では、昭和47年4月から同年12月までの保険料のみが納付済みとされており、他の期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人夫婦は、市役所に婚姻届を提出した際に、市役所の担当者から未納の保険料は2年分さかのぼって納付できることを教えてもらったことや、いったん自宅に戻ってお金を準備したことなどを記憶しており、婚姻届の提出(戸籍謄本では昭和48年3月1日)から国民年金手帳記号番号の払出し(48年5月16日)までの経過に不自然さはないと考えられる。

また、市役所では、当時、社会保険事務所から送付を受けていた記号番号を付した国民年金手帳を被保険者にその場で交付しており、過年度分の保険料についても、社会保険事務所から預かった納付書に必要事項を記入して被保険者に手渡した後、被保険者が庁舎内の銀行窓口で納付できたとしており、

申立人の主張は具体的で信ぴょう性があると考えられる。

さらに、申立期間②の前後は納付済みであり、結婚後、昭和 48 年 8 月ころまで同居していた両親は、申立期間の保険料を納付済みである。

加えて、社会保険事務所のオンライン記録では、平成 18 年 3 月 28 日に申立人の氏名が「A」から「B」に訂正変更されているなど不適切な事務処理もみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私は、昭和48年2月に結婚し、夫(平成19年離婚)と一緒に市役所に婚姻届を提出した際に、市役所の担当者から、私と夫は国民年金に未加入であり、私の国民年金保険料も47年4月から48年2月までが未納であると言われた。このため、金額は定かではないが、夫が市役所又は銀行で昭和47年4月から48年3月までの保険料を一緒に納付したと記憶している。しかし、社会保険事務所の記録では、昭和47年4月から同年12月までの保険料のみが納付済みとされており、48年1月から同年3月までの期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、市役所に婚姻届を提出(戸籍謄本では昭和48年3月1日)した際に、担当者から、申立人の夫とともに国民年金に未加入であり、国民年金保険料も未納であることを知らされ、申立人の夫が申立人の国民年金についても一緒に加入手続をして保険料も納付したとしており、婚姻届の提出から国民年金手帳記号番号の払出し(48年5月16日)までの経過に不自然さはないと考えられる。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間はすべて納付済みであり、申立期間は3か月と短期間であるとともに、平成19年度及び20年度は前納するなど納付意識は高いと考えられる。

さらに、結婚前に同居していた申立人の両親及び結婚後、昭和48年8月ころまで同居していた夫の両親は、申立期間について保険料を納付済みである。

加えて、社会保険事務所のオンライン記録では、平成9年2月18日に申立人の氏名が「A」から「B」に、国民年金資格取得年月日が昭和47年4月20日から47年4月11日にそれぞれ訂正変更されているなど不適切な事務処理もみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 2 月 5 日から 26 年 10 月 1 日まで
② 昭和 28 年 8 月 1 日から 30 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 30 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

社会保険事務所で年金記録を調べてもらったところ、申立期間①と②については、脱退手当金が支給されているとの回答であったが、脱退手当金の手続をしたことも受け取った記憶もない。

当時は、働かなければいけないという厳しい家庭環境にあり、将来の生活にも不安があったので年金を積み立てなければならぬと思っていた。

退職する際、厚生年金を受け取ることは一切考えていなかったし、受け取ってもいないのに勝手に受け取ったことになっているのは納得がいかない。

また、A社の厚生年金期間の資格喪失年月日が昭和 30 年 7 月 1 日となっているが、私は、同年 10 月 31 日まで在職していたので、この点についても調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①より前の厚生年金被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、当該未請求となっている被保険者期間は、申立期間①及び②の被保険者期間と同一番号で管理されている上、3回の被保険者期間のうち、当該未請求と

なっている最初の被保険者期間のみを失念するとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が脱退手当金を受給したとされている最終事業所では、脱退手当金の受給権がある女性9名のうち脱退手当金を請求した記録が存在するのは、申立人を含めて3名のみである上、申立期間当時、在籍していた同僚からは、「当時、事業所から脱退手当金の説明は受けていない。」との証言があり、事業主が代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票については、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示がない。

加えて、申立人は、脱退手当金が支給されている時期には、申立人の父親はすでに他界しており、申立人の母親は入院中であることから、当時、小学生であった弟妹の世話を追われ脱退手当金の手続をする余裕はなかった等、当時の状況を鮮明に記憶しているとともに、国民年金制度発足時の昭和36年から国民年金保険料を納付しており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間と合わせて将来の年金受給に備えていたとする申立内容に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情等を総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間③について、事業所に照会したところ、当時の事業主は既に亡くなっており証言を得ることができないほか、申立人の申立期間に係る勤務実態については、確認できる資料が無いため不明であるとしていることから、申立ての事実を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

また、当該事業所における申立期間当時の同僚についても、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和42年5月16日）及び資格取得日（昭和42年7月6日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月16日から同年7月6日まで

昭和38年10月21日から44年7月20日までの期間、A社で継続して働き、この間、休職も一時退職もしていない。申立期間中も継続して営業販売に従事し、厚生年金保険料も天引きされていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、申立人はA社において昭和38年10月21日に厚生年金保険の資格を取得し、42年5月16日に資格を喪失後、同年7月6日に同社において資格を再取得しており、同年5月及び6月の申立期間の被保険者記録がない。

しかし、申立人が一時退職することなく申立期間を含め、A社に継続して勤務し、勤務形態及び業務内容に変更がなかったと同僚の証言が得られた上、申立人と同様の業務をしていた同僚の厚生年金被保険者記録は継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年10月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 42 年 5 月及び 6 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 1 日から 36 年 11 月 1 日まで
私の厚生年金の加入記録を確認すると、昭和 31 年 3 月 1 日から 36 年 10 月 31 日までのA社に勤務していた期間、脱退手当金が支給されていることがわかった。私の意思で脱退手当金を請求した記憶はない。A社を、結婚を理由に退職したわけではなく、退職後直ぐにD町の公共職業安定所で求職申込みをした記憶がある。脱退手当金を受けた覚えがないので厚生年金保険の受給を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両親と死別し、A社在職中に、申立人と申立人の弟と妹の三人で生活するため、同社が所在するB市からC市に転居したが、遠距離通勤のため同社を退職し、転居先で転職先を探すこととしたとしており、同社を離職して約5か月後にC市E区に所在する事業所に就職していることが確認できることから、脱退手当金が支給された当時、引き続き勤務する意思があったものと推認でき、兄弟三人で生活していた申立人の生活状況等を踏まえた申立内容に不自然さは無いことから、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。脱退手当金を受給できることを承知していれば、全ての期間について請求するはずであるとの申立人の主張は信用でき、前の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が脱退手当金を受給したと認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 2 日から 34 年 9 月 25 日まで
② 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 12 月 22 日まで
③ 昭和 36 年 9 月 29 日から 39 年 10 月 24 日まで
④ 昭和 39 年 12 月 1 日から 40 年 3 月 28 日まで
⑤ 昭和 41 年 4 月 2 日から 42 年 2 月 14 日まで

私が昭和 42 年 2 月に A 社を退職した際、同社の工場長から「厚生年金は解約できないので被保険者証は大切に持つておくように」と言われた。昭和 43 年 10 月 31 日付で脱退手当金支給済となっているが、自分では請求した事も、また受給した記憶もないので支給済記録を取り消して頂きたいと申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 8 か月後の昭和 43 年 10 月 31 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 42 年 9 月 6 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間にある昭和 36 年 3 月 1 日から同年 9 月 29 日までの被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である 5 回の被保険

者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 年までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
昭和 30 年に結婚し、自宅において自営業を夫婦で営んできた。
国民年金が昭和 36 年に出来たことを知り、自営業なので将来は何も無いからとすぐに加入し、妻が夫婦 2 人分の保険料を A 町役場にて納めていた。それなのに、最初の 3 年間で未納となっているのは納得がいかない。
また、夫婦で同じように納めていたのに、夫婦の記録が相違しているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間である国民年金制度発足当初の 3 年間を除き、60 歳到達により資格を喪失するまでの期間はすべて納付していることから、申立人の国民年金保険料を納付する意識の高さがうかがえる。

しかし、加入手続の時期については、社会保険事務所で保管されている国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 41 年 4 月 21 日に国民年金手帳記号番号が払い出されており、その時期は国民年金の加入推進時期でもあり、それに伴った加入手続が行われたと推察でき、それ以前において申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの期間が納付済みであることから、手帳記号番号が払い出された時点において納付することが可能な過去 2 年分を過年度納付したものと推認できるが、それ以前の申立期間の保険料については、時効により納付することができない期間であり、また特例納付期間では無いためさかのぼって納付することはできない。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から 53 年 6 月までの期間及び 55 年 5 月から 56 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 2 月から 53 年 6 月まで
② 昭和 55 年 5 月から 56 年 8 月まで

申立期間①については、昭和 50 年 2 月に会社を退職し、同年 5 月ころに A 市役所で国民健康保険の切替えと国民年金の加入手続を同時に行い納付していたはずである。未納となっているのは納得いかない。

また、申立期間②については、昭和 55 年 4 月に会社を退職の際、A 市役所の窓口で国民健康保険と年金の手続を同時に行っており、保険料を払っていたはずであり未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①②について、A 市役所で加入手続をし、国民年金保険料を納付したとしているが、加入手続及び納付金額等の記憶が曖昧である上、申立人が保管している 2 冊の年金手帳のうち一冊は厚生年金保険の加入時に発行されたものであり、他方は国民年金の記号番号のみが記載されている国民年金加入時に発行されたものであって、住所欄には A 市から転居後の B 市での住所のみが記載されている。

また、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 7 月に払出されていることが確認でき、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、番号が払い出された時点において、申立期間①及び②については時効により納付することはできない。

さらに、申立期間②の加入手続を A 市役所で行ったと述べているが、昭和

54年7月からの住所はB市であるためA市役所で手続を行うことは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から48年3月まで
会社を退職後の昭和41年ころに、A町（当時A村）役場で国民年金の加入手続をした。夫が昭和43年12月に会社を辞め、申立期間の国民年金保険料を夫の保険料と一緒に納めていた。B婦人会の集金人が自宅に集金に来てくれたことを憶えているので、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫の分と一緒に国民年金保険料を納めていたと主張しているが、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、申立期間の最終月である昭和48年3月1日に払い出されており、申立期間当時、申立人の夫は国民年金に加入していなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所で保管している国民年金被保険者台帳によると、申立人の夫は、昭和43年12月から45年3月までの国民年金保険料を特例納付によりさかのぼって納付していることが確認でき、また、45年4月から48年3月までの国民年金保険料も、さかのぼって過年度納付したことが確認でき、婦人会の集金人が過去の期間の保険料をまとめて集金するとは考え難く、申立期間の保険料を、申立人の夫の保険料と一緒に婦人会の集金人に納めたとの申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人が申立期間当時、国民年金保険料を集金人に納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は結婚した当初、A市B町に住み、市に委託された職員が自宅にやってきた際、国民年金の加入手続をしたように思う。昭和 37 年 3 月にC市D区に引っ越したが、A市に住んでいたころと同様に、市に委託された職員が数か月に一度、自宅に保険料を徴収に来てくれていた記憶がある。しかし、自分の納付記録を確認すると、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで未納とされている。納得がいかないので調査を依頼する。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所に保管されている国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和 38 年 7 月 26 日に払い出されていることが確認でき、申立人と申立人の配偶者が所有している国民年金手帳の発行日は、払出日と同日となっていることから、加入時期の記録に不自然なところはない上、この払出日より前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、A市に在住していた期間は国民年金手帳を所有しておらず、当時の保険料徴収方法は、国民年金手帳に印紙を貼付する方法であったことを勘案すると、申立てにあるように、A市に委託された集金人に納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、所有する国民年金手帳から申立期間の国民年金印紙検認台紙が割印をして切り離されていることに疑義をもっているが、当該国民年金手帳は、昭和 38 年 7 月 26 日に発行されたものであり、市町村では過年度保険料を収納できないことから、過年度となる昭和 36 年度及び 37 年度の印紙検認台紙を切り離したものであると考えるのが自然であり、両年度の国

民年金印紙検認記録欄は空欄で検認印も無いことから、割印をして切り離されていることをもって、国民年金保険料を納付していたことには当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 11 月から 40 年 3 月までの期間、41 年 4 月から 44 年 3 月までの期間、46 年 2 月から 52 年 1 月までの期間、54 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 58 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 41 年 4 月から 44 年 3 月まで
③ 昭和 46 年 2 月から 52 年 1 月まで
④ 昭和 54 年 10 月から同年 12 月まで
⑤ 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 52 年度から 54 年度までは口座振替により納付していたが、55 年度からは定期的に、集金を行っていた自治会の女性に自治会費と一緒に納付していた。しばらくの間はその人が集金に来ていたが、自治会の役員が変わると別の人が変わった。

それ以外の期間の納付方法については覚えていないが、未納や未加入とされていることに納得できないので申し立てます。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、加入手続や保険料納付に係る記憶が定かでなく、納付をうかがわせる具体的な供述が得られない。

申立期間③について、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳の昭和 52 年 2 月欄に再取得の記載があることから、申立期間③は未加入期間であったと考えられ、市の被保険者名簿も同様に未加入期間であったことを示しており、記載内容に不自然な点は見当たらず、申立人が保険料を納付していたとは考え難い。

申立期間④について、申立人は昭和 52 年度から 54 年度の口座振替領収書を所持しているが、申立期間④についてのみ領収印がない上、社会保険事務

所の国民年金被保険者台帳には、過年度納付書を送付し催告を行った旨の記載があることから、残高不足により口座振替による保険料納付ができなかったものと推測され、申立人が保険料を納付したとは考え難い。

申立期間⑤について、申立人は、任意加入資格の喪失手続をした覚えがないと主張しているが、市が保管する申立人の被保険者名簿には、昭和 60 年 12 月に、届出により資格喪失した旨が記載されている上、申立人が所持する国民年金手帳にも資格喪失した旨が記載されていることから、申立人自ら資格喪失の手続を行い、昭和 60 年度は未加入期間で保険料は納付していないと考えるのが自然である。また、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳に、昭和 58 年度の未納保険料に対し、翌年に過年度納付書を送付し、催告を行った旨の記載があることなどから、申立期間⑤について、申立人が自治会の集金でその都度納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から51年3月までの期間及び54年1月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年1月から51年3月まで
② 昭和54年1月から同年10月まで

申立期間①

昭和49年度中に母親がA市役所に行き、国民年金保険料を払った。当時、母親が「学生やのに払わなあかんのかな」と言っていたのを憶えている。

申立期間②

国民年金保険料を納付するため、銀行から現金を引き出して、A市役所に行った。市役所2階で混んでもいないのに、1時間くらい待たされて保険料を払った。市役所に行き、納付したことをはっきり憶えているのに記録がないと言われて納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和49年度中にA市に引っ越しをした後に、申立人の母親がA市役所に行き、国民年金保険料を納付したと主張しており、また、申立期間②について、申立人は、A市役所に行き、国民年金保険料を納付したと主張しているが、いずれの申立期間においても、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は確認できない上、申立期間①及び②に居住していたB市及びA市においても、国民年金資格取得の記録は無く、申立人が国民年金に加入していたことを確認できない。いずれの期間においても、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人の国民年金手帳記号番号は確認できない上、複数の読み方で氏名検索を行っても申立期間に申立人に該当

する記録は無く、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、年金手帳を1冊しか所持していないとする申立人の基礎年金番号が、昭和46年3月21日に交付された厚生年金保険の被保険者番号であり、平成14年3月から国民年金保険料の納付が確認できることから推察すると、申立人はすべての年金制度に共通した基礎年金番号導入後の14年3月に初めて国民年金保険料の納付を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間①について、申立期間当時、学生については国民年金の加入は任意であったため、任意加入の手続が必要となることから、申立人の主張は不自然である上、申立人は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、また、申立期間②について、申立人が納付したとする国民年金保険料の金額は、当該申立期間に係る保険料額と大きくかい離しており、申立人の主張は不自然である。

加えて、申立期間①及び②当時、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②についての国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月までの期間、46 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 46 年 4 月及び同年 5 月

申立期間①について、A市のB自治会の集金人が来て、私と母親の保険料を確かに一緒に払いました。昔のことで、納付した時期及び金額は覚えていないが、500 円未満の金額を払い、領収書もらった。また、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで免除申請をした覚えはない。

申立期間②について、C市D区役所からパートのような女性が自宅へ集金に来て、保険料を納付し、その時に領収書もらった。国民年金保険料の記録が未納になっていることに、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、自分と母親の国民年金保険料を自治会の集金人に一緒に納付したと主張しているが、A市が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立期間①のうち昭和 38 年度のみが「申免」と記載され、それ以外は空欄となっており、また、申立人が所持する年金手帳には検認印が無く、38 年度以外は未納であることが推認される。

さらに、申立人の母親の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①の国民年金保険料は前納又は一括納付した記録となっており、必ずしも定期的に集金人に納付していた状況はうかがわれない。

申立期間②について、C市では集金人による印紙検認を行っていた時期であるが、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 45 年度の国民年金印紙検認記録欄には検認印がなく、一方、社会保険事務所が保管している特殊台帳（マイクロフィルム）によると、45 年度については納付済みの記録があることから、過年度納付したものと推認され、過年度納付は集金人に支払うことがで

きないため、それに続く昭和 46 年 4 月及び 5 月の 2 か月分のみ集金人に納付したとするのは、不自然である。

加えて、申立期間①及び②について、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から47年11月まで

私は、60歳になった時に、国民年金の納付記録を確認したところ、昭和44年7月ころにA市で任意加入の手続をしたにも関わらず、47年6月から夫の転勤のため、転居したB市での任意加入となっていた。A市居住時にCの記事を見たことがきっかけで加入手続をした。B市では加入手続はしておらず、昭和47年12月からの納付記録には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年秋ころから45年ころにCの記事により、A市において国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、47年12月に払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿等により推認でき、その時点では、申立期間は、任意加入のため、さかのぼって国民年金保険料を納付することができないと考えられる。

また、その払出日より前に、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時のCの記事について調査したところ、年金関係の記事は確認できなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 8 日から同年 6 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和 60 年 3 月から A 社に入社したにも係わらず、同社における記録が同年 6 月からとなっていた。

給与明細書等は、期間も相当過ぎており提出することはできないものの、社員名簿等により昭和 60 年 3 月 8 日から同社において勤務していたことは証明できる上、入社から 3 か月もの間、健康保険証を受け取っていないかつ記憶は無いことから、申立期間における記録の訂正を求めます。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が保管している社員名簿等から、申立人は申立期間について A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所が管理している同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票をみると、申立人は昭和 60 年 6 月 1 日に資格を取得したことが確認できる上、申立期間前後において健康保険の整理番号に欠番は無く、申立期間に申立人に対し健康保険被保険者証が発行された形跡は見られない。

また、申立期間前後に同社に入社した同僚の厚生年金保険の資格取得日をみると、入社日と資格取得日が一致していない同僚が複数人確認できる上、申立人の入社直前に入社した 2 名は入社してから厚生年金保険の資格を取得するまでに 80 日程度要していることが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 2 日から 42 年 4 月 1 日まで
昭和 35 年ころから親族が経営していたA社で働き始めたが、57 年 5 月末で実質的には解雇のような形で退職した。

厚生年金保険の記録を確認したところ、資格の取得が昭和 42 年 4 月 1 日となっていた。会社として社会保険に加入したのは昭和 38 年 9 月 2 日からとのことであり、少なくともその時点から厚生年金保険に加入していないことに納得できないため、記録の訂正を求めます。

第3 委員会の判断の理由

A社の元専務や同僚の証言等から判断して、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管しているA社の被保険者原票により、申立人は、昭和 42 年 4 月 1 日に資格を取得していることが確認できる上、申立人が資格を取得する日までの間に、社会保険庁のオンライン記録上では健康保険の整理番号に欠番は2か所有るものの、被保険者原票により、これらの欠番は別人の番号であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付している上、厚生年金保険加入期間と重複していた場合の措置である「過誤納」として保険料が還付された形跡はみられない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月から24年8月まで
② 昭和25年2月及び同年3月
③ 昭和27年8月から28年5月まで
④ 昭和28年10月及び同年11月
⑤ 昭和29年2月及び同年3月

私は、昭和23年4月にA社に正社員として入社したが、申立期間①及び②の厚生年金保険の記録がない。また、昭和27年8月にB社に正社員として入社したが、申立期間③、④及び⑤の厚生年金保険の記録がない。申立期間の私の厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が申立期間における健康保険労働者年金保険被保険者名簿上の複数の被保険者名を記憶していることから判断して、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主による資格取得の届出は、毎年定期的に行われ不自然なところはなく、申立期間①には、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の健康保険番号に欠番は無い上、被保険者名簿に申立人の名前は確認できないことから、申立期間①に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得手続は行われていないものと考えられる。

さらに、当時の同僚からは、申立人の厚生年金保険料控除をうかがえるような証言は得られなかった。

申立期間②について、申立人は、A社の退職時期に関する記憶が曖昧であり、その他の周辺事情等からも、昭和25年3月31日まで勤務したとする申立ての事実を確認することはできない。

申立期間③及び④について、申立人の就労期間中の記憶やいったん退職した後、再度入社したとの証言から判断して、申立人がB社に勤務していたことは推認できるが、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和28年12月1日であることが確認でき、同日より前に同社が適用事業所であった記録は無い。

さらに、申立期間③及び④の期間にB社で働いていたと証言した同僚についても、申立人と同様、昭和28年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

申立期間⑤について、申立人は、B社の退社時期に関する記憶が曖昧であり、その他の周辺事情等からも、昭和29年3月31日まで勤務したとする申立ての事実を確認することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月20日から31年6月28日まで

私がA社で勤務していた期間について、社会保険庁の記録では、脱退手当金を支給したこととなっているが、同社を退職する際、脱退手当金といったものは承知していなかった。

退職して直ぐに実家のあるB県に戻っており、脱退手当金といったものは受け取っていない。支給記録は誤りであるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社C工場での申立人の被保険者記録が記載された厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱退手当金」の表示が記されているとともに、保険給付欄にも、資格期間、平均標準報酬月額、支給金額、支給年月日等が記載されている。

また、申立人の厚生年金保険資格喪失日の前後約1年半の期間に資格喪失した者23人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給資格のある者21人全員について、退職後間もない5日から11か月後に脱退手当金の支給がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から16日後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 1 日から 33 年 6 月 1 日まで

昭和 31 年 6 月 1 日から 33 年 6 月 1 日まで A 工業所で勤務していた。同工業所では、自転車部品の製造や、組み立てをしており、社長は B 社から来ていたのを覚えている。給与明細書等は残っていないが、当時受けていた給与は、1 万円から 1 万 3 千円であり、政府管掌健康保険証を所持していた記憶もある。申立期間の厚生年金保険の記録がないのはおかしいので、納付記録の訂正を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中に、C 市 D 区所在の A 工業所に勤務していたと主張しており、主張内容が「確かに約 2 年間は勤めていた」「20 名ほどの町工場であり、臨時雇いであった」と具体的であることから判断して、当時、申立人は同区内の自転車部品製造関係の事業所で勤務していたものと推認される。

しかし、申立人が主張する A 工業所の所在地周辺で自転車部品の製造及び組立に関係する複数事業所を調査したものの、当時、厚生年金保険の適用事業所の存在を確認することはできない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給料から控除されていたことを認めることはできない。